

自転車同乗幼児用（1歳～3歳くらい）

ヘルメットの配布について

京都府では、平成20年4月1日から、自転車同乗幼児にヘルメットを着用させることが自転車利用者の義務となりました（京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例第12条第1項）。

子どもが自転車から落ちて、死亡したり後遺症が残ったりする主な原因は頭部打撲です。特に停車中の転倒・転落事故では、100%頭部に衝撃を受けるというデータもあります。もともと自転車は倒れやすいものなので、子どもを守るためにも必ずヘルメットを着用させましょう。

●自転車同乗幼児用ヘルメットの配布

京都府から自転車同乗幼児用ヘルメットの着用をより一層促進するため、自転車同乗幼児用ヘルメットの提供がありました。

自転車同乗幼児用ヘルメットを配布いたしますので、ご希望の方は、別紙の「自転車同乗幼児用ヘルメット配布の申請書」を令和3年4月23日（金）までに大山崎町経済環境課清掃環境係までご提出（窓口での提出、または郵送のみ）ください。申込み多数の場合、抽選いたします。配布の決定は、4月下旬頃に文書にて通知させていただきます。

●対象となるお子様

- ・大山崎町在住
- ・年齢1歳から3歳くらい

●自転車同乗幼児用ヘルメットの規格等

- ・対象年齢1歳から3歳くらい（47cm～51cm）
- ・軽量のソフトシェルタイプ
- ・白、ピンク、オレンジ、赤青（半分赤、半分青）の4種類（全て柄付き）。

※お子様が複数名おられる場合、お子様全員分のヘルメットを配布できるとは限りません。抽選のうえ決定させていただきます。

※自転車同乗幼児用ヘルメットは数に限りがあります。応募していただいた方全員に配布できるとは限りません。また、ご希望の色を配布できるとも限りませんのでご了承ください。

※本事業は、自転車同乗幼児用ヘルメットの着用促進の一環として実施するものです。配布するヘルメットは、数に限りがあるため、保護者様におかれましては、他の入手方法もご検討いただき、お子様に着用していただきますようお願いいたします。